

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書

2021年3月31日、改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられることになった。しかし、文部科学大臣が国会で答弁したように、小学校だけに留まるのではなく、中学校での35人学級の早期実施、さらにはきめ細やかな教育を行うための30人学級の実現が望まれる。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策、いじめ、不登校、こどもの貧困などの課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。教職員の長時間労働是正も必要であり、そのための教職員定数改善も欠かせない。

教員確保のための国の義務教育費国庫負担制度は、「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたが、厳しい財政状況の中にあっても独自財源により教員の加配、国基準以上に少人数学級を各自治体が進めている。しかし、本来は国の責任で行われるべきもので、義務教育は自治体間・地域間によって格差が生じることのないよう、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定と財源の保障が必要である。

全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

- 1 教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。また、中学校での35人学級を実施すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の維持と負担割合の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月17日

泉大津市議会

送付先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣